

広島県告示第九百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和二年一月十日までの間、縦覧に供する。

令和元年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

二六一号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町春木字野師一四九九番一地从 から 山県郡北広島町春木字野師一五〇一番四地先 まで	新	旧	一八・七〇 〇〇	六三・〇〇	幅員減少 不用物件延長 六三・〇〇メ ートル 県道浜田八重 可部線と重複
			二二・五〇 〇〇	六三・〇〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

浜田八重可部線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町春木字野師一五二六番一地从 から 山県郡北広島町春木字野師一五二〇番一地从 先 まで	新	旧	一八・七〇 〇〇	六三・〇〇	幅員減少 不用物件延長 六三・〇〇メ ートル 一般国道二六 一号と重複
			二二・五〇 〇〇	六三・〇〇	